

この文書は足立区内の各認知症高齢者グループホームあてお送りしています。

4 足福介発第 1099 号
令和 4 年 6 月 8 日
(公 印 省 略)

認知症高齢者グループホーム
運営事業者 各位

足立区福祉部 高齢者施策推進室
介護保険課長 小口 信一

認知症高齢者グループホームの利用料金等の変更に係る事前協議について

日頃より介護行政にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、認知症高齢者グループホームの利用料金等（家賃・食材料費・光熱水費・共益費等）の額を変更する際には、区の担当課と事前に協議していただくよう従前からお願いをしているところですが、施設開設時に施設整備費の助成金を受けて整備したグループホームが**家賃**の増額をする場合は、区から都へ事前協議を行っておりました。

今般東京都から通知があり、今後は**家賃以外**の利用料金（**食材料費、共益費、光熱水費等**）についても、増額変更する場合は、区から都へ事前協議が必要になります。

このため、今後、認知症高齢者グループホームの利用料金等（家賃・食材料費・光熱水費・共益費等）を変更する場合の事前協議につきましても、下記のとおり取り扱うこととさせていただきますので、お知らせします。

記

1 事前協議の期限

変更内容		区分	開設時に施設整備費の助成金を受けて整備したグループホーム 【注】	左記以外のグループホーム
増額	利用料金等（家賃・食材料費・光熱水費・共益費等）を 増額 する場合		変更予定日の 3か月前の月の15日まで 例：4月1日から変更する場合 →1月15日まで	変更予定日の 2か月前の月の末日まで 例：4月1日から変更する場合 →2月末日まで
減額	利用料金等（家賃・食材料費・光熱水費・共益費等）を 減額 する場合		事前協議は 不要 ただし届出は必要。運営規程・重要事項説明書等を改定のうへ、変更後10日以内に変更届を提出のこと。	

【注】ここでいう「施設整備費の助成金」とは、東京都補助金を財源として足立区が交付した以下の助成金を指します。

- ・「足立区認知症高齢者グループホーム整備助成金」
- ・旧「足立区痴呆性高齢者グループホーム（借上げ建物改修型等）整備事業助成金」
- ・旧「足立区痴呆性高齢者グループホーム（単独設置型）整備事業補助金」
- ・旧「痴呆性高齢者グループホーム設置促進事業補助金」

※上記以外（開設準備経費等）の助成金は該当しません。

2 その他

- (1) 変更日は、原則として月の初日としてください。
- (2) 利用料金等を変更する場合は、積算根拠を明確にして妥当な金額を設けてください。
- (3) 現在、足立区がグループホームの新規事業所を公募する際には、応募条件として「家賃は全室同一料金とすること」「入居一時金は設定しないこと」としています。
既存のグループホームが利用料金等を変更する場合も、これらを踏まえた上でご検討いただくようお願いします。
- (4) 助成金を受けて整備したグループホームに係る東京都との事前協議は区が行います。
事業者から都へ直接問い合わせ等はしないでください。
- (5) この文書は、足立区が指定する認知症高齢者グループホームのうち、足立区内に所在する事業所についてのみ適用するものとします。区外に所在する事業所については適用しません。

3 協議様式

別紙の様式に積算根拠の分かる資料を添付して、上記の期限日までに提出してください。

足立区ホームページの下記の記事から様式をダウンロードして作成してください。

トップページ > 戸籍・税・保険 > 介護保険 > 介護保険関連事業所向け情報 > 地域密着型サービス事業者の方へ(指定・更新・変更・加算・その他) > 認知症高齢者グループホームの利用料金等を変更する場合の事前協議について

足立区福祉部 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者支援係
〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1
TEL : 03-3880-5727 FAX : 03-3880-5621